

第 16 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 10 月 6 日（水）午後 1 時から
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 4 議 事
議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更申請について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 5 協議事項
①農地利用状況調査（農地パトロール）
の確定値と利用意向調査について
②農地買受け借受け希望について（別添資料）
③農地貸付け売渡し希望について（別添資料）
- 6 その他
①「長野県新型コロナ中小企業等特別応援金」
の周知について
② 当面の日程について
③ その他

7 出席農業委員（10人）

唐澤喜廣		征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

8 欠席委員

丸山芳雄			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

唐澤喜廣	征矢昌博
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

11 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	農政係長	清水康博

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>先ほどは現地調査、大変暑い中お疲れ様でした。本日の出席の状況ですが、丸山委員が欠席という事でございますけれども、他の委員の皆さんは全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第16回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となっただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐澤喜廣委員と征矢昌博委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>4件10筆</p>
議長	<p>番号3-34から番号3-37につきまして4件全て相続でございます。報告事項①につきまして質問等、何かございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項①につきましては、全て受理と致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>4件7筆</p>
議長	<p>番号3-30から番号3-33につきまして質問等、何かございますか。</p>
唐澤喜廣委員	<p>ちょっと教えて下さい。番号3-30と番号3-33は、中間管理に変更するそうですが、こちらから指導をしたという事でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、番号3-33を借り受けていた[]ご本人から中間管理を使いたいという連絡がありましたので、それで是非という事でお薦めをしました。番号3-30の[]の所もそうです。</p>
議長	<p>はい、他に何かありますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項②につきまして、5件受理と致します。</p>

<p>事務局</p>	<p>③認定電気通信事業者による有線電気通信のための施設への転用の届出について報告。</p> <p>1件</p>
<p>議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>報告事項③につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にないようですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>報告事項③につきましても受理と致します。</p>
<p>事務局長 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>④学校給食センター予定の農地に関する意見書について報告。</p> <p>1件2筆</p> <p>報告事項④につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にないようですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>意見書を申しあげました様に、そういう事になりますのでお願い致します。報告事項は以上で終わります。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題とします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明をお願いします。</p> <p>除外1につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。</p>
<p>伊藤篤委員</p>	<p>事務局の方から今、説明がありました様に地図は4ページになります。現地を視察して頂いた最後の場所になります。ご覧になった様に現在は、耕作がされてはおりませんが草刈り等は行われていて、一応は管理をされていると、そういう様な状況の農地となっています。申請者の [] でありまして、 [] 農地を売却したいという事です。転用事業計画者の [] 土地をあちこち探していたら、たまたま保育園、小学校等に近いという事でこの場所を選定した様です。</p>
<p>議長 農政係長 議長</p>	<p>農政係長の方からは、何か補足説明はございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>はい、事業の内容については一般住宅という事で、ここは集落接続をしているのかなあという事になります。従って住宅、その他の日常生活上必要な施設等があり集落接続をしているという事になりますので不許可の例外の何処かにあてはまるのかなあと考えております。除外1につきましてご</p>

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>質問、ご意見等がありましたらお願い致します。 (特になし) 特にありませんか。</p>
<p>委員一同 議 長 農業委員 議 長</p>	<p>(はい) それでは結論として一般住宅であり、そして集落へも接続をしている、申請理由もまあ妥当である、排水方法も敷地内浸透処理で、上水道、下水道についても完備している。その様な中の農地の除外申請でございますので、除外1につきまして可としてよろしいでしょうか。 (はい) 賛成をされる農業委員さんは挙手をお願いしたいと思います。 (挙手 9名全員) 全員の委員の皆様の挙手を頂きました。除外1につきまして農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせていただきます。</p>
<p>議 長 酒井文代委員</p>	<p>除外2につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。 事務局より説明を頂きまして、今日、2件目に回った土地になります。除外申請の相談を頂いた時から下水はどうするのかという事で ともお話をしまして、浄化槽になったのかなあと思っています。申請地の北側は全部、 農地ですので特に耕作には問題はないですし、ここの 斜め前の自宅に暮らしていますので、この周りの農業状況等も良く分かっていると思います。ただちょっと青地の中にくい込んでしまっている所もあるのですけれども、ここにしっかりとお家がまわっている状態なので良いのではないのかなあと判断を致しました。 問題の方は特になさそうですのでよろしいでしょうか。皆様から除外2につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 農業委員 議 長</p>	<p>(特になし) 特にありませんか。除外2につきまして可とされる農業委員さんは挙手をお願い致します。 (挙手 9名全員) この案件につきましても全員の委員の皆様の挙手を頂きました。よって多数ですので除外2につきましても農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせていただきます。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>除外3につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。 現場は先ほど見て頂いたとおり周辺は、宅地として開発が進んでおりまして、最後に残った農地の1区画という様な所があります。そういう事ですので農振除外するのは、やむを得ないのかなあと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>実際に見て頂いたとおり、何でこの様な所に農振がかかっているのだとい</p>

<p>議 長 委員一同 議 長 農業委員 議 長</p>	<p>う様な所です。こちらの申請地は、集落に接続をしているという事であり ますし、ここへ一般住宅を建てたいという事であります。 除外3につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願い致します。 (特になし) 特にならないようでございますので、除外3につきまして可とされる農業委員 さんは挙手をお願い致します。 (挙手 9名全員) 全員の委員の皆様の挙手を頂きました。従いまして除外3につきまして農 業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述 べさせていただきます。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>除外4につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。 現場確認で一番最初に見て頂いた場所になります。ご覧頂いたとおり現在 は畑としてビニールハウスになっていまして、そこを耕作している土地で ございます。その他については、事務局より説明があったとおりで、 ここの土地に家を建てたいという事です。この該当する土 地を分筆をして、北側の道路からずうっと奥まった所に家を建てたいとい う計画なのですが、将来的な構造も踏まえて、この様な立地にしたと伺い ました。いずれにしましてもここ以外の土地というのはもっと 田んぼの真ん中になってしましまして、ここの所が一番申請としては、良 いのかなあとと思っています。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員 事 務 局</p>	<p>はい、こちら第3種農地という事でありまして。それで一般住宅という事 であります。除外4につきましてご質問、ご意見等はありますでしょうか。 ここは、第3種農地で良いのですか。 すみません。29ページは、第1種農地の間違いです。公共施設500m以内 に役場しかないのと、上水道が接道してないので第1種農地という判断に なります。すみませんでした。会議資料の29ページの訂正をお願いします。</p>
<p>議 長 委員一同 唐木義秋委員</p>	<p>はい、今の訂正のところはよろしいでしょうか。 はい。 はい、ちょっとすみません。質問よろしいでしょうか。隣接関係者の承諾 というところで全部で4名いますよね。この4名というのは、やっぱり必 要なのでしょうか。</p>
<p>事 務 局 唐木義秋委員</p>	<p>はい、隣接をしているところ全てに承諾を頂いてあります。 それは良いのですけれども。会議資料の33ページを見ると番地的には、 が該当しますよね。</p>
<p>事 務 局 唐木義秋委員</p>	<p>はい。 それでそのはす向かいの方達からも同意が必要なのですか。具体的に言い ますと例えば真ん中に水路があって、や や という所のもも全部必要なのですか。</p>

事務局	すみません、[]につきましたは不要となります。それと水路を挟んでいるところは承諾はいらぬです。
唐木義秋委員	多分今回は周りが気になったのでみんなやっていったとは思いますが、本来のルールからいくと水路を挟めば承諾は必要ないという事ですね。
事務局	はい。
唐木義秋委員	では、今回は丁寧にやってくれただけで、本当に必要なのは、1件だけだったという認識で良いのですね。
事務局	はい。
唐木義秋委員	分かりました。
議長	はい、そういう事をお願い致します。除外4につきました他にご意見、ご質問等ありますか。
伊藤篤委員	はい、ちょっとよろしいでしょうか。会議資料30ページの候補地リストに[]と載っていますがその土地は、申請地の近辺にあるのですか。何処にあるのでしょうか。
事務局	すみません。多分[]の間違えではないかと思ひます。
議長	その様ですが、はい訂正しますので、また後で確認をお願いします。他にはありますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にないようでございますので、除外4につきました可とされる農業委員さんは挙手をお願い致します。
農業委員	(挙手 9名全員)
議長	全員の委員の皆様の挙手を頂きました。除外4につきました農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせて頂きます。
	以上で議案第1号は終わります。
議長	ここで休憩をとりたいと思ひます。再開は3時からとしますので、しばらくの間、休憩時間と致します。
	(休憩時間)
	(3時 再開)
議長	それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。
議長	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号1から番号6は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。

議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
唐澤喜廣委員	<p>番号1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。</p> <p>位置図は、会議資料の6ページになります。高根の信号機の所になりますけれども、吹上線と広域農道の交差点の西側で吹上線から見ると北側になります。そこに■■■■建設したいという事です。地図で赤く囲ってある部分が■■■■になっておりまして、■■■■がこの地権者であります。面積は■■■■㎡で隣に青く囲ってある部分はもう農地ではありませんけれども、ここも併せて■■■■が買い取るという事でありまして、青い部分の面積は■■■■㎡位で合計■■■■㎡になります。先ほど事務局から説明がありましたとおり第1種農地ではなくて第3種農地でもない消極的2種農地だと、こういう事だという事でございますのでやむを得ないのかなあと思っています。</p>
議 長 委員一同	番号1につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし)
議 長 委員一同	特にありませんか。番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
議 長 伊藤篤委員	番号1につきましては「許可相当」とします。
議 長 伊藤篤委員	<p>番号2につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。</p> <p>位置図は会議資料の8ページになります。吹上線と中込線の交差点から少し東に戻った所の場所になります。譲渡人の■■■■譲受人の■■■■関係ですが、■■■■にあたります。住宅を建てる土地を探していたところ■■■■の土地を貸して頂いて、そこに家を建てるという事になっております。それから奥の方につきましては、まだ田んぼとして使うという様な状況になっております。一応、東隣の地権者の方には承諾を頂いているという事です。排水に関しては、雨水には宅内処理、上下水は吹上線に入っておりますのでそこから取ると、そういう様な状況になっております。北側の吹上線沿いには、擁壁が入ってしまっていて、一番高い所で高低差が1m位ありますので、西側の低い所から出入りをするという様な状況になっております。</p>
議 長	番号2につきまして何かご質問、ご意見等がありましたらお願い致します。奥の土地へは、入れるようなスペースは、どうなっていますか。
伊藤篤委員	西側の地図で赤く囲ってある細長い所が、奥への進入路という様な状況になっております。
議 長	はい、そういう事になっております。番号2につきましてご質問、ご意見等ありませんか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので番号2につきまして、可としてよろしいでし

<p>委員一同 議 長</p>	<p>ようか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>番号3につきましても伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は会議資料の10ページになります。場所は、南箕輪郵便局の北側です。 庭の手入れという目的になっていますが、石積みが約1mくらいありまして、その上に2m近い生垣があるので、この場所に脚立を立てての剪定になるのか、ここに入っていないと選定が出来ないという様な状況で、土地を購入する事になったものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、今説明がありましたとおりですが、番号3につきまして何かご質問、ご意見等がありましたらお願い致します。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 特にない様でございますので番号3につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番後3につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>番号4につきましても伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は会議資料の12ページになります。北殿駅から天竜川沿いに田畑の方へ抜けて行く道沿いになります。先ほど事務局から説明がありましたが、昭和61年に[]買って、ここに自分の住宅を建てるという事で転用許可を受けていたわけですが、[]事情により実家の近くに家を建てたという事で、この土地を今回、[]譲るという事です。ある程度造成も出来ていまして、擁壁等もしっかりきちっとされていて、後は家を建てるだけの敷地になっております。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号4につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。 (特になし) 特にない様でございますので番号4につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号4につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>番号5につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。 地図は会議資料の14ページをご覧ください。場所はですね、中学校の第2グラウンドの南東側になります。ここは現在、作付けはされておられません</p>

	<p>が四方を住宅に囲まれた土地になります。譲渡人の[]農業を続けていけるかどうか分からないという事で、[]に売却をしたいと、そういう事です。ご覧のとおりここだけが残っているという所で問題はないかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ここも第3種農地という事ではありますが、番号5につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号5につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号5につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6につきましては、私が担当でございますので、説明をさせていただきます。</p>
<p>高木繁雄委員</p>	<p>地図は会議資料の16ページになります。神子柴の川原地区、産業道路と飯田線の間挟まれた、村の一番南側の地区になります。現状は不耕作地で、本人は草刈り等の管理をしている所でございます。譲受人である[]というところが、ここへ事務所と農業用ハウスを建てるという事でございます。この[]にありますが、[]をやっている会社という様な事でございます。ここへ事務所と農業用のハウスを建てて、シイタケの栽培を[]の方達と一緒にするそうであります。1日に20人ほどの[]が就労をするという事を聞いております。この土地なのですが20年か30年位前に実は、転用がでていましたが計画が打ちきりになったという様な経過があります。従ってこの土地は、伊那土地改良区のエリアでございますけれども、その際に既に決済をしてあって土地改良区の除外となっております。従って地目は田んぼなのですが土地改良区の水は使えないという事になって現在に至っております。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、過去に転用の申請はあって許可が一度出ている様ですが、その後、取り消しという様な処理がされておりました。</p>
<p>高木繁雄委員</p>	<p>それから上水道については、神子柴の簡水が、作業所に入っております。公共用の下水道も作業所に入っておりますし、雨水は敷地内で処理をするという様でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので番号6につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>

議 長	「異議なし」と認めます。 番号6につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。
議 長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 11件20筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議 長	番号3-87から番号3-90、番号3-92から番号3-98につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、議案第3号につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号3-87から番号3-90、番号3-92から番号3-98につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第3号は終わります。
議 長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題にします
事務局	朗読 上程 1件3筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。
議 長	番号3-91につきまして何かご意見、ご質問等がありますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-91につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号3-91につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第4号は終わります。
議 長	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。
事務局	朗読 上程

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>2件9筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。 番号3-99につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-99につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-99につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-100につきまして担当委員の唐木義秋委員、何か補足説明はありますでしょうか。 補足をする事は特にございません。 番号3-100につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-100につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-100につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第5号は終わります。 議案審議は全て終了します。</p>
<p>事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>3 協議事項 ①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値と利用意向調査について（別添資料） ・令和3年度農地状況利用調査結果の集計、農地パトロールアンケート結果、農地利用意向調査実施要領について説明をする。 ・補足説明をする。 ・質疑応答をする。 ②農地買受け借受け希望について（別添資料） 1件 ・農地買受・借受け希望申出書について説明をする。（別添資料P1） ・既に希望する農地が見つかった事を報告する。 ③農地貸付け売渡し希望について（別添資料） 5件10筆</p>

事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付・売渡希望申出書について説明をする。(別添資料 P1～P15) ・補足説明をする。 ・それぞれ貸し付け、売り渡し等探して頂き良い農地がありましたら報告をお願い致します。
事務局 議長	<p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <p>「長野県新型コロナ中小企業等特別応援金」の周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金」の周知依頼について説明をする。(会議資料 P18、P19) ・補足説明をする。 ・「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金」を申請される方の手続きにつきましては、この様な手順でお願い致します。
事務局	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
事務局	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月の総会の際に [REDACTED] の間であっせんをする予定だった農地がありましたが、所有者の都合によりあっせんが取り止めになった事を報告する。(貸借関係を継続)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔等に関する南箕輪村農業委員会の申し合わせ事項について説明をする。([REDACTED])
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・9月総会時の多面的機能関係の問い合わせについて回答をする。(村道になっている所、基本的には対象になる)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・大芝区、太陽光発電施設の薬用人参掘り起こしについて、成分分析結果と今後の方針を報告する。(質疑応答)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の研修会(座談会)について連絡をする。(11月総会終了後に行う予定)
伊藤良夫委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の干し柿作りについて、やったらどうかという事で提案をする。(原料を確実に手に入れる保証がなく、農業委員会としての軍資金もなく、また食品管理法も変わってしまった為、農業委員会で作るのは、ちょっと難しい。今年に関しては考えられない状況である)
議長	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>

唐澤会長代理

閉 会

以上を持ちまして、第 16 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後 4 時 24 分終了)

以上、第 16 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。
令和 3 年 10 月 22 日

議 長 高 木 繁 雄



議事録署名委員 唐 澤 喜 廣



議事録署名委員 征 矢 昌 博

